

参考資料7

海岸漂着物対策専門家会議（第10回）

平成28年3月22日

## 海岸漂着物対策専門家会議（第10回）

平成28年3月22日（火） 14:03～15:24

環境省第1会議室

### 議 事 次 第

#### 【議 題】

1. 漂流・漂着ごみ対策関連予算について
2. 海岸漂着物処理推進法施行状況について
3. その他

#### 【資料一覧】

- 資料1 海岸漂着物対策専門家会議委員名簿
- 資料2 漂流・漂着ごみ対策関連予算
- 資料3 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果

参考資料1 海岸漂着物処理推進法

参考資料2 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

午後2時03分 開会

○坂本海洋環境室長 それでは、委員の皆さんが全員おそろいでございますので、第10回海岸漂着物対策専門家会議を始めさせていただきます。

私、本日、司会を務めさせていただきます、環境省海洋環境室の坂本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ちまして、環境省大臣官房審議官の早水よりご挨拶申し上げます。

○早水大臣官房審議官 官房審議官、早水でございます。

今日は、大変お忙しい中、海岸漂着物対策専門家会議にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日ごろから海岸漂着物など海洋ごみの対策の推進にご尽力をいただいております、大変感謝申し上げます。

海岸漂着物に関しましては、平成21年に海岸漂着物処理推進法が制定されまして、その後、国、地方自治体、あるいはNGOなど、さまざまな主体によりまして取組が実施をされてきております。

国におきましては、今日お集まりいただきました各省庁におきましてさまざまな取組が進められているところでございますけれども、環境省について申し上げますと、皆様のご支援を賜りまして、海洋ごみの回収あるいは発生抑制対策等に利用できる補助金につきまして、平成27年度補正予算で26億円の措置をいたしまして、また、平成28年度の当初予算においても4億円を要求しているということでございます。

この海洋ごみ問題につきましては、昨年のG7エルマウ・サミット首脳会合でも取り上げられておりますし、また、近年はマイクロプラスチックによる海洋汚染が話題になりますなど、世界的にも関心が高まっておりまして、今後一層の取組が必要と考えております。

この会議は、政府あるいは都道府県の海岸漂着物対策の現状を整理いたしまして、その課題などを検討するというもので年に一度開催をするものでございますけれども、今回でちょうど10回目ということになります。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから委員の皆様のご紹介をさせていただきます。五十音順でご紹介させていただきます。

まず、兼廣委員でございます。

○兼廣委員 兼廣です。よろしくお願いたします。

- 坂本海洋環境室長 続きまして、川崎委員でございます。
- 川崎委員 川崎です。よろしくお願いいたします。
- 坂本海洋環境室長 続きまして、小島愛之助委員でございます。
- 小島愛之助委員 小島でございます。よろしくお願いいたします。
- 坂本海洋環境室長 続きまして、小島あずさ委員でございます。
- 小島あずさ委員 小島です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 坂本海洋環境室長 続きまして、竹村委員でございます。
- 竹村委員 竹村です。よろしくお願いいたします。
- 坂本海洋環境室長 続きまして、田中委員でございます。
- 田中委員 田中です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 坂本海洋環境室長 最後でございます。西島委員でございます。
- 西島委員 西島でございます。よろしくお願いいたします。
- 坂本海洋環境室長 本日、お二方からご欠席のご連絡を頂戴しております。お一方は、全日本漁港建設協会会長の長野委員です。お二方目は、鳥取環境大学教授の小林委員でございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元でございますが、議事次第がございます。続いて、海岸漂着物対策専門家会議（第10回）出席者一覧でございます。続きまして、海岸漂着物対策専門家会議の設置についてというものです。次からは資料ナンバーが続きます。資料1、海岸漂着物対策専門家会議委員名簿です。続いて、資料2、漂流・漂着ごみ対策関連予算（総括）表でございます。これには別紙が二つついておりまして、まず、別紙1に各個別予算の概要です。別紙2は各個別予算の詳細説明です。続きまして、資料3、海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果がございます。続いて、参考資料1は海岸漂着物処理推進法、続いて、参考資料2は海岸漂着物の基本方針のコピーです。不足等ございましたら、事務局のほうにお申しつけくださいませ。——よろしいですか。

それでは、引き続き進行させていただきます。

本日の会議は、海岸漂着物対策専門家会議設置要綱に基づきまして公開とさせていただきます。マスコミの皆さんによります冒頭の頭撮りはここまでとさせていただきます。

次に、本会議の座長の選任でございます。

設置要綱では、委員の互選により選任するということとされております。事務局といたしましては、これまでと同様に兼廣委員に座長をお願いすればいいと思っておりますが、皆様、い

かがでしょうか。

(異議なし)

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。それでは、兼廣委員に座長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○兼廣座長 座長を務めさせていただきます兼廣です。よろしくをお願いいたします。

早速でございますけれども、議事次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思っております。

まず、議題1の漂流・漂着ごみ対策関連予算についてですけれども、各省庁の予算について、事務局及び関係省庁からご説明をお願いしたいと思います。

○坂本海洋環境室長 それでは、まず、全体の予算について、事務局からご説明いたします。

資料2の漂流・漂着ごみ対策関連予算(総括)表をご説明いたします。

○三枝海岸漂着物対策係長 それでは、資料2の平成28年度漂流・漂着ごみ対策関連予算について、ご説明いたします。

まず、平成28年度当初予算(案)につきまして、ご説明させていただきます。

農林水産省様が120億4,000万円プラス751億4,800万円の内数を措置していただいております。また、経済産業省様におかれましては2億6,000万円の内数を措置していただいております。国土交通省様におかれましては1兆269億7,800万円の内数を措置していただいております。気象庁様におかれましては予算措置なしでございます。海上保安庁様におかれましては9,700万円の内数を措置していただいております。環境省においては4億8,900万円プラス318億7,200万円の内数を措置させていただいているところでございます。そして、国交省様、農林水産省様の海岸4省庁様の災害関連事業につきましては、災害関連事業の内数というところで措置させていただいております。

また、参考というところで、今年度の補正予算についてご説明させていただきます。補正予算につきましては、農林水産省様で52億4,900万円の内数を措置していただいております。環境省におきましては26億200万円プラス441億8,300万円の内数を措置させていただいております。また、海岸4省庁様、国交省様、農林水産省様におかれましては、災害関連事業の内数措置していただいております。

以上で総括表のご説明を終わります。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

続いて、各省庁の個別予算の説明に移らせていただきます。

資料2(別紙1)及び別紙2をご覧くださいませ。まずは、農林水産省さん、お願いいたし

ます。

○農林水産省林野庁森林整備部治山課 林野庁治山課の高柳でございます。

まず、一つ目の予算でございますけれども、災害に強い森づくりの推進ということで、来年度予算につきましては737億8,500万円の内数、それから補正予算につきましては49億4,400万円の内数ということで計上してございます。詳しい事業の内容でございますけれども、資料2（別紙2）の2ページのほうでございますが、これの右端の上から三つ目、流木災害の防止ということで、写真の左側でございますような治山ダムといった治山施設の設置や荒廃森林の整備とあわせて実施する、溪流沿いに堆積または倒伏している危険木の除去、溪畔林の改植、それから森林内で倒伏している木の安定化、こういったものに対して措置している予算でございます。

以上でございます。

○農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課 水産庁漁場資源課です。

事業を二つほど説明させていただきます。

まず、3ページですけれども、漁業系廃棄物対策促進事業という事業です。こちらの28年度予算額は1,800万円ということで、昨年から一部事業を縮小して、今年度引き続き行うという形にしております。内容といたしましては、漁業系廃棄物のリサイクル手法の普及、それから、実証試験。そして、実証試験の中では固形物として燃料化をする形をやっておりますが、その他燃料化したもののボイラーなどへの活用といったところの技術開発を支援しております。

続いて、ページをめくっていただきまして、4ページです。4ページは漁場復旧対策支援事業ということで、28年度予算12億7,900万円となっております。こちらの事業は、東日本大震災により発生しました海底瓦れきの除去といったことを内容としております。具体的には、専門業者による瓦れきの除去、または、漁業者による操業中などの回収された瓦れきの除去、こういったものに対して支援を行っている、そういった事業内容になっております。

以上です。

○農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 同じく、水産庁防災漁村課です。

引き続き、5ページ目、水産環境整備事業について、ご説明いたします。

この中で、事業例の左下に種々メニューがございますけれども、水産環境保全のための事業の中に堆積物の除去というものがございます。こ8年度予算ですけれども、107億4,300万円を計上しております。

以上です。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

続いて、経済産業省さん、お願いいたします。

○経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室 経済産業省環境指導室でございます。

お手元の資料 2（別紙 2）のほうでご説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。平成 18 年 6 月に環境省が海岸管理者に対して行った漂流・漂着ごみアンケートでは、漂流・漂着ごみの運搬・保管や処分に苦慮しているものとして、流木や漁具類に次いで、ペットボトル、瓶・缶、ポリ容器などの容器包装なども挙げられております。これらの漂流・漂着ごみには海外からの漂着物も含まれていますが、国内で発生しているものも含まれております。このため、国内におきまして、容器包装廃棄物の排出抑制などを促進することは、漂流・漂着ごみに対する対策としても有効であると考えております。

このため、一つ目として、家庭などで一般廃棄物として排出されます容器包装廃棄物につきまして、その減量と資源の有効利用の確保を図るために、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者によるリサイクル義務を規定しております容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進として、2 億 6,000 万円の内数ということで 28 年度予算案を計上しております。

二つ目でございますけれども、3R の普及促進ということで、毎年 10 月を 3R 推進月間と位置づけまして、関係 8 省庁と連携をしまして普及・広報活動を行っております。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

それでは次に、国土交通省さん、お願いいたします。

○国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 国土交通省でございます。

引き続き、別紙 2 の 7 ページのところを用いましてご説明をさせていただきます。

河川管理者の取組ということでございますが、主な取組といたしましては、河川巡視による早期の発見・対応、監視の連携、それから、河川等にたまった流木・ごみ等の処理、それから、流域住民との連携による清掃活動の実施、ごみマップ作成、看板設置による普及啓発ということでございます。1 ポツの河川管理のところでは、河川巡視ですとか、投棄させない環境づくり・重点的な監視ということを項目として入れさせていただいてございます。

8 ページのところ、裏面のところでございますけれども、連携体制の強化ということで、関係機関による合同パトロールですとか、3 ポツの普及・啓発のところでございますれば、市民と連携をいたしました、ごみマップ等を活用した環境教育、それから、清掃活動等の実施、出

前講座などの中での不法投棄抑止の啓発活動の推進、こういったことを報告させていただいております。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

○国土交通省港湾局海洋・環境課港湾環境政策室 続きまして、港湾局の取組でございます。

別紙2の9ページをお開きいただければと思います。海洋環境整備事業ということで、目的といたしましては、船舶航行の安全の確保、それから、海域環境の保全を図るということのために、東京湾を初めとする閉鎖性海域におきまして、写真にございますような海洋環境整備船を配備いたしまして、ごみ等の回収に取り組んでいるということでございます。

予算といたしましては、別紙1のほうに移っていただきまして、7番でございますけれども、平成28年度は2,317億1,200万の内数ということで予算を措置する予定でございます。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、気象庁さん、お願いいたします。

○国土交通省気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課 気象庁でございます。

引き続き、別紙2の9ページのほうの資料で簡単にご説明を申し上げます。

私どもは予算措置なしというふうにしておりましたけれども、私どもは、もともと海洋を含む気候変動や海洋環境の監視・観測の一環としまして、こちらに書いてありますように、海上において浮遊プラスチック等の漂流物の目視観測を実施しております。それらの観測成果につきましては、こちらにご紹介していますように、気象庁ホームページ等でこのように分布の状況、あるいは、昭和52年以降の40年にわたる、そういった時系列のグラフ等で傾向等についてご紹介しております。28年度も引き続き、海洋気象観測の一環としまして、観測を実施する予定です。

以上です。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

次に、海上保安庁さん、お願いいたします。

○国土交通省海上保安庁警備救難部環境防災課 海上保安庁環境防災課でございます。

海上保安庁におきましては、昨年に引き続きまして、漂流・漂着物の施策としましては二つございます。一つ目は、一般市民への海洋保全思想の普及を目的とした漂着ごみ分類調査を行う。二つ目としましては、大規模漂着状況の原因調査、この二つを挙げております。



1 番につきましては、資料 2 (別紙 1) の 9 番になりますが、9,700 万円の内数ということで、海洋環境保全のための啓発活動の一環として、一般市民による漂着ごみ分類調査に協力を行うということで、実績としまして、昨年平成 27 年は、全国 54 カ所の 8,835 名の参加による分類調査に協力をいたしております。また、例年 6 月に海洋環境保全推進月間というものを設けて、ここでも集中的にやっているのですが、ここに関しましては全国 33 カ所、5,551 名の参加による分類調査に協力したということでございます。

二つ目のほうにつきましては、同一の排出源のものと思われる大量の漂着物が認められた場合、関係地方公共団体等と連携しまして漂着状況を調査、排出源、排出原因の特定など、事件・事故の両面から調査を実施するとともに、関係地方公共団体への情報提供あるいは地域住民への注意喚起等を実施することとしております。2 番に関しましては、海上保安庁の本来業務ということで、この予算の計上は行っておりません。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

続いて、環境省からご報告を申し上げます。

○三枝海岸漂着物対策係長 それでは、引き続き、別紙 2 の 12 ページをご覧ください。

一つ目、海岸漂着物等地域対策推進事業というポンチ絵でございます。

まず、下の写真のイメージ図をご覧ください。まず、漂流・漂着ごみにつきましては、海洋環境や沿岸居住環境、また、船舶の航行や観光・漁業への悪影響がございます。そのため、こういった補助金を用いまして海洋ごみの回収処理事業等を推進させていただいてございます。

事業スキームにつきましては、環境省から都道府県や市町村へ補助金を交付させていただきまして、そこで回収処理や発生抑制対策に係る事業を実施していただくといった事業でございます。

予算規模といたしましては、右上でございますが、来年度の予算案におきましては 4 億円、今年度の補正予算については 26 億 200 万円を措置させていただいてございます。

では、次のページをお願いします。環境省では、加えまして、海洋ごみの調査事業を行ってございます。環境省では、海洋ごみの実態把握のために、沿岸から沖合、それから、遠洋域にわたってシームレスな調査を実施してございます。こちらの調査の予算規模は、失礼しました、こちらは約 8,000 万円でございます。すみません。その中で、緑枠の漂着ごみの調査においては、全国の海岸でごみの量、密度、そして、種類、またはどこから流れて来たか判断するための言語標記、また、近年話題となっておりますマイクロプラスチックの採集等を実施してござ

います。今年度につきましては、10 海岸の調査を実施しました。

加えて、青い枠の沿岸・沖合域の漂流・海底ごみの調査においては、日本周辺海域や湾内における漂流ごみの目視観測やマイクロプラスチックのプランクトンネットによる調査を実施しています。沖合域の調査においては、東京海洋大学様の練習船、海鷹丸にご協力いただいております。

また、下の赤枠につきましては、海洋ごみの予算ではありませんが、日本から南極海までの南北を縦断し、マイクロプラスチック及び漂流ごみの目視観測を実施しまして、漂流ごみの実態を把握する研究事業がございます。。

それでは、資料 2（別紙 1）に移っていただきまして、13 番から説明させていただきます。

13 番、廃ポリタンク等の漂着状況の調査というところです。例えば、塩酸などが入った廃ポリタンクや、あとは、注射針などの医療系廃棄物または漁具の浮きなどについて、都道府県様から漂着の報告を多く頂戴しております。そちらを環境省のほうで取りまとめまして、報告させていただいているところでございます。

そして、14 番、国立・国定公園海域公園地区指定調査事業及び国立・国定公園の海域適正管理強化事業です。予算は 1 億 900 万円の内数をいただいております。こちらにつきましては、国立公園の保全管理を強化するというこの一環におきまして、海洋ごみの回収等々を実施しているところでございます。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 それでは、引き続きまして、環境省廃棄物・リサイクル対策部でございます。

資料 2（別紙 2）のほうの 14 ページをご覧ください。14 ページでございます。災害等廃棄物処理事業費補助金の概要というものでございます。こちらは、災害が起こったときの廃棄物の処理に対する実施する各市町村に対する補助金でございますけれども、写真が二つございます。右側の「災害起因ではない」のほうをご覧くださいたいのですけれども、こちらのほうは、海岸保全区域外の海岸に漂着した漂着物、いわゆる漂流ごみの収集、運搬及び処理に対して、それを行ったときに補助対象となるということでございまして、災害起因ではないもの、海岸漂着ごみについても補助対象としているというものでございます。予算のほうは、今年度は 2 億円の内数となっております。

続きまして、15 ページをご覧ください。15 ページにつきましては、循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）というふうに書いておりますけれども、こちらは、いわゆる各市町村がごみ、廃棄物を処理するときのごみ焼却施設、最終処分場、これを整備する際に対する交

付金というものでございますが、処理施設の整備のメニューの中に、平成 22 年度から海岸漂着物に係る除塩施設、破碎切断施設等の施設を整備する際にも、これの補助対象、交付対象となるということで対象にさせていただいているところでございます。予算につきましては、平成 28 年度が 315 億 2,300 万円の内数というふうになってございます。

それから、申し訳ございません、資料 2（別紙 1）の予算の表の 17 番のほうをちょっとご覧いただきたいのですが、こちらのほうで、続きまして、調査事業のほう、実証事業のほうを載せております。17 番は容器包装設計に係る環境配慮設計促進事業ということで、漂着ごみの環境配慮製品の普及のために、事業者、流通事業者、消費者、自治体の多様な関係者がいっぱい集まって議論を展開していこうというふうな実証事業を行うというものでございます。こちらは、今年度 27 年度の新規ということで来年度も継続して、させていただくものでございます。

それから、18 番、こちらは容器包装における環境負荷低減効果等モデル等検討調査業務ということで、こちら環境配慮になるような製品をつくるというところの調査事業ということで、こちらのほうは 4,000 万円の内数ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

それでは最後に、海岸 4 省庁さんの施策につきまして、農林水産省さんのほうからご報告いただきます。

○農林水産省農村振興局防災課 海岸 4 省庁を代表しまして、今年度は代表幹事ということで、農水省農村振興局から説明をさせていただきます。

資料 2（別紙 2）の一番最後です。昨年度の引き続きなんですけれども、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業ということで海岸 4 省庁でやってございまして、洪水、台風等により海岸に漂着しました流木・ごみ、それから、外国から海岸へ漂着したと思われる流木・ごみ等が異常に堆積して、これを放置することで海岸保全施設の機能を阻害することになる場合に緊急的に処理を行うということで、事業実施主体、海岸管理者さん、都道府県・市町村さんにやっていただいているということでございます。補助率は 2 分の 1 で、災害管理事業として実施しております。

以上です。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

以上で予算の説明を終わります。

座長、よろしく申し上げます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

各省庁の漂流・漂着ごみ対策の事業の内容及びその予算について、ご説明をいただきました。その内容等につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

小島あずさ委員、どうぞ。

○小島あずさ委員 まず、水産庁さんに質問なんですけれども、発泡スチロール製の漁具のリサイクル等を水産庁が主導して、長年非常によく取り組まれていらっしゃるということは十分承知をしているのですけれども、海外とのお付き合いの中で、中国とか台湾、韓国でも同様の発泡スチロール製の漁具がたくさん使われておりまして、韓国では、水産庁以下による取組などを民間からも情報としてお伝えをして、日本の取組と似たような形で回収して、それからリサイクルということがかなり進んでいると聞いております。一方、中国とか台湾の方々から、何とかしなくてはいけないけれども非常に困っているというようなお声を近年よく聞くようになっていまして、ここからが質問の本題なんですけれども、国際交流のような取組の中で、水産庁行政でこういった特定のごみになってしまう漁具についての先進的な取組についてご紹介をすとか、日本からのすぐれた技術の紹介とか、そういったことを既になさっているのか。やっていらっしゃるなければ、今後ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、状況をお聞かせいただきたいです。

○兼廣座長 いかがでしょうか。

○農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課 今のご意見、中国のほうでということなんですけれども、漁業交渉という形で水産庁と中国でやっておりますけれども、こういった議題を話したことは、今までは特になかったというふうに記憶しております。技術の紹介というふうになりますと、当然、中国側のカウンターパートも技術者という形でやっていく必要があると思いますので、我々の事業としては、今、公益法人でこれをやっているのですが、どうやって海外に情報を発信していくかについては、団体とも相談をして、何かしら方法がないか探っていきたいと思います。残念ながら、今はなかなかできないので、ご意見を参考にしたいと思っております。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○小島あずさ委員 二つ目は、マイクロプラスチックについての取組です。環境省や気象庁のほうでずっと調査を取り組まれていて、大変期待をしているところなんですけれども、一方、

アメリカとか諸外国においては、排出抑制ということでマイクロビーズの禁止法案がアメリカでは制定されたりとか、そういったもとから断っていく、初めからごみになるものを製品の中に入れないということが取り組まれているようですが、この点について、日本では何か今後の予定があるのか。ぜひこれは、環境省だけではなくて、経産省なども含めて横断的な取組が非常に必要だと思います。それと、企業さんのいろいろ情報を聞いて、どうしたものかとお困りでいらっしゃるというようなお話も聞いていまして、プラスチック工業連盟様なども非常によく情報収集して努力をなさっていますので、やっぱり、ああいう小さなものは、出たものの対策ではどうしようもないので、そもそも予防というところできちんと取り組んでいていただきたいのですけれども、状況についてお聞かせいただきたいです。

○兼廣座長 いかがでしょうか。環境省さんか、マイクロプラスチックの調査は気象庁さんもやられているのでしょうか。

環境省のほうからどうぞ。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。マイクロプラスチック、マイクロビーズということです。私どもは、マイクロプラスチックについても、ご承知のとおり昨年度からやらせていただいております。今年度においてもマイクロプラスチックの調査というのをやらせていただいておりますが、当然、マイクロビーズについて、最近注目をされておりますので、マイクロビーズがマイクロプラスチックの中にどの程度含まれているのか、そういった部分についても今年度の調査の中で整理をさせていただこうと思っております。ただ、まだ調査については緒についたところがございますので、幾つかの海域、今後やっていく中で実態が明らかになってくるだろうというふうに思っております、それを踏まえた形での対策というのを今後考えていかなきゃいけないわけですが、現段階で、例えばアメリカ、カナダのような、法的な規制を直ちにとというようなことは現段階ではございません。

○経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室 すみません、その情報は詳しく存じておりませんでしたので、それについては、内容をさらに聞いた上で、それをもって今後検討してまいりたいと思っておりますけれども、今はまだ環境省さんの調査が緒についたところというふうにおっしゃられていますので、それも踏まえて、当省のほうで積極的な法的規制みたいなのところというのはとりあえずないかと思っております。

以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室 あと、小島委員のほうからおっしゃっておりますが、業界さんのほうが随分ご心配をされているということですが、確かに、私どもといたしましても、経産省さんともご相談しながら、業界さんのほうとお話をさせていただく場等も今後は考えていかなければならないというふうに思っております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

マイクロプラスチック、マイクロビーズについては、基本にご存じかと思うんですが、化粧品の中に含まれている、いわゆるミクロな微粒子状のプラスチックをスクラブ剤、汚れを落とすという意味ですか、そういうものを使っていて、それが肌とか、あるいは、海に流れ出て生物の飲み込みの原因になっているということで、ミクロですので、一旦出てしまうと、まず回収ができないという根本的な従来のプラスチックごみとは違う性状を持っています。かなり深刻だというふうに言われています。それで、アメリカのほうでは、化粧品等に含まれるマイクロビーズの使用については、今年1月、オバマ大統領ですか、27年か28年度に向けて使用禁止をするというかなり厳しい取組をやっております。日本ではその対応がまだ十分とれていない部分もあって、ほかの側面からは、環境省さん中心にいろんな分析とか新しい調査データを出されている段階かなというふうには思うんですが、私からも、根本的な対策をぜひとっていただければというふうに思っております。

ほかにご意見、ご質問は。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。容器包装関連のプロジェクトが経済産業省からと、それから、環境省から報告がございました。

ちょっと確認をしたいのですが、経済産業省の話の中で、容器包装リサイクル法に基づいて、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者のリサイクル義務を規定している、こういうところがありますけども、これは、各自治体が自由に何を分別してリサイクルするかというのは決められるので、全てに義務づけてはいないと、このように理解しておりますが、漂流・漂着ごみ対策に沿ってはプラスチックをどのような分別するか、あるいはリサイクルするかというのが結構重要なことではないかと思っております。それで、環境省が17番、18番に容器包装の設計とか環境負荷の低減とか、実証実験をやるということで、このような結果が漂流・漂着ごみ対策に、環境負荷を低減するのにどのようなものが効果があるかというような結果が出れば、それらを経済産業省のほうの取組にも生かすというような連携が大事なかと、このように思いますが、その辺の連携をぜひ進められることを期

待したいと思いますが。

○兼廣座長 ご質問と意見をあわせてでしょうか。

○田中委員 はい。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 実証事業等におきましては、当然、製造事業者、流通事業者等とも一堂に会して行っていくということでございますので、経済産業省さんのほうとも連携して進めてまいりたいと思います。

○経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室 経済産業省としましても、環境省と連携しまして、あと、関係8省庁、関係しております容器包装リサイクル法につきましては、連携して取り組んでまいりたいと思います。

○兼廣座長 後ほどまた総合討論の中で時間があれば、もう少しご意見を出していただければというふうに思います。

次の議題に移らせていただきますが、海岸漂着物処理推進法の施行状況について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○三枝海岸漂着物対策係長 それでは、平成26年度末までのデータとして、海岸漂着物処理推進法の施行状況調査の結果をご説明したいと思います。

それでは、資料3をご覧ください。この中から私のほうで抜粋してご説明したいと思います。

まず、5ページ目でございます。海岸漂着物の処理推進法では、都道府県が地域の計画をつくることとされております。その計画の策定状況でございますが、ページの上に日本地図と、下にグラフがございますが、地域計画策定につきましては、平成26年度では32都道府県が地域計画の策定をしてございます。また、今年度以降のデータもございまして、平成27年度以降、平成28年度も含めると37の都道府県様が計画を策定される状況でございます。震災の3県である岩手県と福島県を除きまして、ほぼ全ての海岸を持つ都道府県様が計画を策定していただいているというところでございます。平成22年度のころと比較すると、約倍の数の都道府県様が海ごみ対策を実施する、つまり、海ごみ対策に前向きに考えていただいているというところでございます。

では、次のページに行きまして、海岸漂着物対策推進協議会の組織状況というところで。協議会が組織されているということは、海岸漂着物の対策にとっても前向きであると考えられます。協議会の組織状況のグラフをご覧くださいますと、組織済み、他の組織で対応、組織予定ありというところを足すと、約7割超の都道府県様が海岸漂着物対策推進協議会を、

もしくは、それに類するものを組織されている、今後するということをございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、17 ページ目をご覧ください。こちらは、海岸漂着物の発生の状況の原因に関する調査の実施状況についてですけれども、まず、5-1 の 3 行目のところです。まず、全都道府県の 43% (20 都道県) が調査を実施していただいております。

次のページに行ってくださいまして、調査の内容につきましては、海岸漂着物の量や種類などの調査というものが最も多くなってございます。また、このグラフを見ていただければと思いますが、次いで、河川ごみの状況の調査というものを実施していただいているところがございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、19 ページでございます。これは調査結果の活用方法でございますが、グラフをご覧くださいますと、ベスト 3 を御説明します。まず 1 位が、海岸漂着物対策の基礎資料ということで 7 件、そして、同率 2 位が発生抑制対策の資料と啓発活動の基礎資料が並んで 6 件ということでした。

それでは、続きまして、23 ページをご覧ください。こちらは、ごみを捨てる行為の防止措置の主な事例ということで、どのようにしてごみを捨てる行為を防止しているのかといいますと、一つは、まず、パトロールなどの監視活動というのが最も多く、17 件でございました。また、看板や標識等の設置による発生抑制対策というのものも、一つ都道府県様に実施していただいているところがございます。また、それについては、啓発資材の作成や配布といったところも取り組んでいただいております。

それでは、24 ページをご覧ください。こちらは、民間団体、NGO 様や NPO 様との連携に関わる支援の実例というところがございますが、7-1 と書いてあるところの 3 行目でございます。「ボランティア活動との連携、支援」というものが最も多くなってございました。

それでは、28 ページをご覧ください。次に、連携をしている、もしくは、連携が想定される民間団体に関する調査結果です。表をご覧くださいいただけますが、まず、清掃活動を行っている NPO や NGO 様というところで 20 件ほどございました。次いで、漁業協同組合というところも 12 件ございました。こういった漁業関係の方々の意識の高いところも、見られます。

次に、35 ページをご覧ください。こちらは、環境教育・普及啓発をどのように実施されましたかということで、事例を挙げさせていただきました。ここでは、24 件と並んで、まず、マスメディア等による啓発活動、そして、清掃活動やクリーンアップ活動、こういったところを活用されていると。あとは、啓発資材の作成・配布といったところが最も多い活動となって



ございました。

それでは、次のページ、36 ページをご覧ください。「ごみを捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策というものでどういったものがあるかというところで、代表的なものは、36 ページの、千葉県様がやっただいておりますけれども、ボランティア用にごみ袋を配布して、ごみをいつでも拾えるような体制を整えているということを実施していただいております。

それでは、40 ページをご覧ください。発生抑制対策を実施した結果得られた今後の課題について、都道府県様が感じたことを挙げていただきました。まず、事例ということで、一番上ですけれども、東京都様、京都府様、鳥取県様が感じていらっしゃるの、やはり、発生抑制を開始するに当たっては、普及啓発がまず必要であるということ、認識されたといただいております。また、河川ごみに関しても、一層の普及啓発が必要だとのご意見もいただいております。また、広域レベルの取組については、国際間、都道府県間、あとは民間の事業者様も巻き込んだ対策が必要だとおっしゃったところもございました。

それでは、42 ページをご覧ください。こちらは、先ほど申し上げた発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題でございますが、こちらは国際間の連携・協力が必要ということと、内陸部の住民への普及啓発が必要といったところが挙げられてございます。

それでは、44 ページをご覧ください。こういったところを受けて、発生抑制対策について、今後どんなようなことを実施されますかという調査でございます。44 ページのグラフでございますが、1 位は、パンレットの作成・啓発素材の配布等を実施されたいというところでございます。また、2 位、3 位、清掃活動やクリーンアップ活動を通じての普及啓発活動、または、環境イベントやフォーラム、キャンペーン等々による啓発活動というものを実施されたいというものが上位を占めてございました。

続きまして、45 ページをご覧ください。こちらは海岸漂着物の効率的な処理、もしくは、再生利用、または発生原因の究明ということで、いろいろな調査事業を実施していただいているところに聞いてございます。まず、効率的な処理について、どれぐらいの都道府県様が実施されたかというところですが、約 2 割の都道府県様が効率的な処理について調査事業を実施されてございました。具体例は後ほどご説明させていただきます。

次のページへ参りまして、46 ページですけれども、漂着ごみの再生利用というところで、こちらにつきましては、約 1 割の都道府県様が取組を行っていただきました。

それでは、次のページをご覧ください。次は漂着ごみの発生の原因の究明というところで

が、そちらにつきましては、約 2 割の都道府県様が取り組んでいただいております。

それでは、48 ページから、具体例についてご紹介させていただきます。

まず、効率的な処理について、どのようなことを取り組まれたかというところですが、まず、北海道様におかれましては、流木のリサイクルモデルの実証試験というものを実施していただきました。こちらの中では、どれだけの日数を雨にさらして流木を外においておけば、塩分が落ちて、自治体様の処理基準に達成するかなどの試験を行っていただいたところがございます。

また、神奈川県様を初めとしまして幾つかの自治体様に挙げていただきましたが、清掃が必要な基準に達したら清掃を実施するというので、小まめにやるのではなくて、一度に集めてごみの掃除をするということを実施していただきました。

また、下に行きまして、高知県様が実施されたものでは、ごみの体積を野積みして乾燥させて圧縮するという取組を行っていただいております。

また、熊本県様では、ごみをあらかじめ集めるときに分別収集を実施して、その分の処理費用を浮かすというところを実施していただいております。

次に、48 ページの下ですが、漂着ごみの再生利用の取組についてですが、こちらは 3 県様が流木に関するものでございました。

まず、北海道様におきましては、牧畜が盛んだということで、流木を牛の敷きわらに使うということを実施していただいております。

また、山形県様では、漂着した流木を炭として使っているということでもございました。

また、徳島県様でも、流木の再生利用をして、チップ化などのリサイクルをされたというところがございます。

それでは、次のページ、49 ページをご覧ください。発生原因の究明等の取組についてですが、通じてごみが来ているという調査結果を富山県と香川県と福岡県、あとは沖縄県で出されたということです。

また、長崎県様におかれましては、海外からのごみが来ているのではないかと調査結果を出されてございます。

また、大分県様におかれましては、カキ養殖用のカキパイプがプラスチック類の 4 割を占めていたということで、漁業関係の発生源があるのではないかと調査をされているところがございました。

それでは、51 ページをご覧ください。こちらは、平成 26 年度に実施されました海岸漂着物

対策の全国の予算でございます。こちらは、都道府県や市町村が実施された事業の予算の分けでございます。

まず、上のグラフから説明させていただきます。上のグラフにつきましては、事業主体別の事業費というところでございます。まず、都道府県様は全体で 30 億円ほどございました。そのうち国庫負担、つまり、環境省の海岸漂着物地域対策推進事業ですとか、あとは、海岸 4 省庁様の災害関連の補助金などがございまして、そういったところが約 26 億円と大半を占めてございました。また、残りの 3 億円強につきましては、都道府県様独自のご予算でされているというところでございました。また、市町村様の予算につきましては 25 億円ほどございましたが、そのうち国庫負担は、約 22 億円ございました。また、市町村様が独自の予算でされているというものが約 2 億円ございました。あとは、都道府県様や市町村様におかれまして、民間団体を支援するといった取組を実施していただいております。

また、下のグラフをご覧ください。こちらは、26 年度の漂着ごみの事業種別の事業費でございます。まず、左の棒グラフは都道府県及び市町村の国庫補助事業でございますが、そのほとんどは、環境省が実施している海岸漂着物地域対策推進事業の執行でございました。その他、一部災害事業や民間団体の補助などがございました。また、都道府県様の単独事業や市町村様の単独事業では、そのほとんどが自らの予算で回収・処理を実施されるものというものでございました。

それでは最後に、53 ページから 56 ページにかけてご説明させていただきます。

まず、53 ページでございますが、都道府県様の課題ということで、提案や要望などをまとめたものでございます。一部かいつまんでご説明させていただきます。

まず、発生抑制や普及啓発活動及び情報公開というところでどういった課題があるかというところですが、一番上です。まず、英語での発信強化ということで、G7 サミットが「伊勢志摩サミット」でございますが、それに関連して英語の発信強化が必要だという声をいただいております。また、上から四つ目です。国としても、国民向けに漂着物の発生抑制に係る全国的な普及啓発を実施していただきたいという声もございました。さらに、漂着ごみの多くが河川からの流出と思われるというところで、河川内のごみの除去対策も必要なのではないか、山間部の流木が流れてしまうというところの整備もして欲しいというところでございました。

次の仕組み・連携というところでございますが、琵琶湖のある滋賀県様でございますけれども、琵琶湖の湖岸漂着ごみ問題も一つ問題かなという話もございましたので、引き続き連携して問題に取り組んでいきたいというところでございました。

次に 54 ページをご覧ください。国際問題についてさまざまな意見がございましたが、一番上のところ、日本海の沿岸諸国に対して廃棄物の適正処理、原因究明とその防止策、または、監視体制の強化などを国において働きかけてほしいという声がございました。

それと、事例の紹介というところでございますが、2 ポツ目ですけれども、漂着物の効率的な回収・処理方法の取組事例の収集・紹介をしてほしいというところでございます。また、三つ目のポツでございますけれども、漂着物のうち、危険物や処理困難物の回収・処理については、毎回その判断に苦慮しているというところでございますので、他県において同様の事例があれば、ぜひ紹介してほしいというところでございました。

あと、最後にその他でございますけれども、これは、先ほどお伝えしました北海道様でございますが、海ごみ、特に流木でございまして、燃料や敷きわらへの再生利用が可能ですが、塩分が問題となって、活用先の確保が課題となっているという声がございます。北海道様におかれましては、一、二カ月屋外に置いておくだけで塩分が低減できるという結果が得られているところでございまして、海のごみの処理をするところにおきましては周知、理解をどんどん推進していきたいというところでございました。

そして、めくっていただきまして、最後に、海ごみの財政支援に関する要望というところでございましたが、まず、55 ページですが、恒久的で十分な額の措置をしていただきたいという声を多くいただきました。

それと、次のページへ行っていただきまして、制度の拡大というところでございまして、56 ページでございまして、海岸漂着物の主な発生経路である河川ごみについて回収・処理ができる補助内容にしていきたいということで、こちらは、環境省の補助金、海岸漂着物等地域対策推進事業に関する意見だというふうに考えております。そういった声がございました。

以上で法施行状況調査の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○兼廣座長 ありがとうございます。

海岸漂着物処理推進法が制定されたのは 2009 年 7 月ですから、もう既に 6 年から 7 年になります。かなり成果が上がっている部分もあると思いますし、今ご紹介いただいたように、各都道府県での取組の事例だとか、さまざまな検討も行われてはきているようです。そうした内容の調査を今ご説明いただきました。この内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

小島あずさ委員。

○小島あずさ委員 今、兼廣先生がおっしゃったように、いろいろ具体的に取組が進んできた

ということは実感をしているところですが、環境省さんでこういった都道府県への問いかけをなさるときに、どのような形で質問をされているのかがちょっとわからないので、もしかすると既にお聞きになっているのかもしれないですが、各都道府県等が、課題みたいなことは皆さん検討なさって、こういう課題がありますということが出てきているのですが、実施した結果どのような効果があるのかという具体的な検証については求めをしているのか。私も30年拾い続けていますので、減っているのかどうかということがすごく気になるのです。一朝一夕に法律ができたり取組が進んで、数年で劇的に変わるということがないのはわかっているのですが、効果がどれくらいあるのかないのか、そこがもうちょっとわかるようなまとめ方というものがあると、実際に拾っている現場のボランティアの人たちにとってもすごく参考になると思いますし、莫大な予算をずっと国のほうで投じていただいているので、効果がもうちょっとわかるような把握の仕方が必要じゃないかと思います。

○兼廣座長 貴重な意見をありがとうございます。毎回こういう会議の中でいろんな取組をやっていただいているのは本当に感謝しているのですが、それがどの程度成果が少しずつ上がってきているのか、あるいは上がっていないのか、それがないと次に進んでいけないのではないかというふうには思うんですが、今のご質問について何かご意見があれば、環境省さんでよろしいでしょうか。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

効果について、確かに、今後きちんとした問いをつくっていかなきゃいけないし、具体的な問いになるように工夫をしていかなきゃいけないと思っております。

確かに、私どもも毎年それなりの補助金を投下しながら、全国でごみの回収をしていただいているわけですが、常に、財政当局も含めまして、その効果については問われております。効果については短期的な部分と長期的な部分があるかと思っております。短期的な部分については、やはり、必要なところを清掃されているということで、私は、清掃した結果としては、地域の方々も含めて喜んでいただいているというふうを考えております。

ただ、一方、長期的には、またやって来るという話がございます。これは、地域によって、国内だけのごみ、海外のごみも含まれるということもあろうかと思っております。海外のごみが多く存在するようなどころについては、近隣諸国等を含めた連携をやっていかなきゃいけないし、効果が顕著に出てくるまでにはまだまだ時間がかかるとは思いますが、これについては、ある程度の期間を見ながら、さらなる連携というものを深めていくしかないだろうというふうには思っております。

あと、一方、国内のごみが多いところにつきましては、やっぱりはかり方というのがあるのかと思いますので、そこは県境とか自治体の境界を越える場合もあるのかと思いますけども、そこについては、都道府県さん、もしくは市町村さんも含めて、ちょっと知恵を働かせてみたいというふうに思っております。

○兼廣座長 ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

最初にちょっと申し上げた、法律ができてから六、七年というのは、もうかなりたちますので、そうすると、海岸のきれいさみたいなものは、定量的にわかったほうがいいですが、感覚的にでも多分わかるはずだと思います。うちの海岸は前に比べるとかなりきれいになったという、そういう実感でもいいのですが、それがないと清掃活動をやっている張り合いがないというか、本当にきれいになっているのかなという、実感が伴わない部分があるのかなという。これだけいい仕組みをつくっていただいていますので、そういう評価がやっぱり大事なかなというふうに思っています。

ほかに委員の方々からご意見、ご質問はございますでしょうか。

西島委員。

○西島委員 今の定量的な話から申し上げますと、この資料の中にも、海洋環境整備船で国土交通省さんが漂流ごみを収集されています。非常に長期的に収集した量を見ると、やはり、着実に回収量は減っているのです。これは、日本の海、特に、瀬戸内海や大阪湾や伊勢湾のこうした閉鎖性水域に出てくるごみの量が減っていることだと思います。ただ、漂流ごみというのは、川やかんがい用水から流れてきて、海に出ていって、そして、それが海岸に漂着していくというメカニズムで動くのですけれども、やはり雨が多い年、台風が多い年、または、いろいろな状況の中でごみが出てくる年、こういう年によってやっぱり量は違ってくるので、必ずしも、一年一年を見たら漂着ごみが減ったということにはならないと思います。ただし、先ほど申し上げましたように、海に出てくるごみの量が、恐らくこの 20 年間で相当減っていると思いますので、漂着ごみも減っていると思います。できれば、本当は定点的に同じ場所ですと、例えば 3 年から 5 年、漂着ごみがどうなっているかを見ていただくと、5 年でわかるかどうかはわかりませんが、ごみの量がどうなっているかの追跡はできるのではないかと考えております。ぜひそういう、全部の海岸では無理でも、特定の海岸で漂着ごみがどのようになっているかということのモニタリングはやっていただきたいと、私もそう思っております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

今の西島委員のお話でございますが、私も、定性的には、過去から見れば、随分、海のごみ、漂着ごみも含めまして、減ってきているというふうには思っております。いかにこれを定量化するかというところになってこようかと思っておりますけれども、私どもの補助事業を使っている自治体さんのお話でも、定性的には減ってきていると。だから、さらなるというところもあるんだとか、もしくは、今、西島委員がおっしゃったように、出水時とか、そういったところをむしろターゲットに絞りながら、この事業を活用していくのだというような声もお聞きしておりますので、地元でも随分工夫もしていただいていると思っておりますし、そのような中で、ターゲットを絞っていくということも出てきているのだろうというふうに思っております。

あと、私どもは、全国7カ所で、平成22年から、それぞれ年間のごみの漂着状況について調査を行ってきております。やはり、そこについて、先ほどお話があったように、特に、海外から来るごみが多いところについては、顕著な減少というものは見えておりません。ただ、一方で、国内ものについては、もう少し時間をかけて調査をすれば、過去から見れば減っているという定性的な話もございますし、結果が出てくるだろうと思っておりますし、全国7カ所というのは多少少ないというふうにも思っておりますので、少し間隔をあけても、継続的な調査をもう少し多くのところでやっていければと思っておりますし、来年度からはそのための工夫もしてみたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問は。

どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。

課題のところ、英語で発信とかという話がありますが、海洋ごみ対策、それから、海洋モニタリングなどなど、日本は最も熱心に取り組んでいる国だと思います。それで、G7のサミットは絶好のPRする場であるし、開発途上国にも取組を促すいい機会にすべきではないかと思っております。そういう意味で、効果的な発生抑制対策という点では、通常の廃棄物を適正に処理するように改善するというのが一番大事かなと思っております。まだまだ開発途上国は、廃棄物をそのまま空き地に捨てるというオープンダンプが行われて、その廃棄物が川や海に捨てられて処分されていると。こういう状況が海洋ごみを増やしているということですので、日本の通常のごみを埋め立てして、昔のように東京湾の処分場でいろんなごみが外に舞い上が

っているような状況は、覆土して、もうなくなったと。海洋には、埋立処分場から流出するような状況はなくなっていると。そういうことが開発途上国でもできれば発生源対策になるかなと。そういうところを促し、そういうところに協力するという形になるのが、海岸ごみ、あるいは、海ごみ対策にもなると思いますので、そういう場に G7 サミットを生かすようお願いしたいと思います。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

どうぞ。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

田中委員のおっしゃるところはそのとおりだと思います。今年の 6 月に行われた G7 のエルマウ・サミットにおいても、陸域対策の重要性というのが非常に強調されております。また、それに伴って、いわゆる開発途上国も含めた、そういった地域への普及啓発もしくは技術移転というものも打ち出されております。私どもは、まさしく日本の成果なり、これまでの努力というものを、きちんとした英文等にして海外発信していくことも大事でしょうし、それから、G7 とかも、そのほかの諸国も含めまして、さらに一層の連携をしながら、相互に情報の交換なり技術の交換というのを行っていくのが、今後のグローバルな海ごみ対策を考えたときに非常に重要になってきますし、その結果が、多分、私どもの日本みたいに海外からのごみの相当程度あるところから見れば、非常に大事な対策にもなってくるだろうというふうに思っております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

外国からのごみの問題、ご意見、今も含めてちょっとおっしゃったのですが、以前に比べると減ったりとかはしているのでしょうか。相変わらず中国、韓国とかからたくさん流れているという現状なんでしょうか。

○坂本海洋環境室長 申し訳ございません。定量的には、私どもほどの程度かということをはかっておりませんが、ペットボトルとか、その他、国名のわかるようなごみを見る限りにおいては、割合的にはさほど減っていないだろうというふうに思っております。

○兼廣座長 資料の中でも、取組として、発生抑制対策というものが根本に置かれていて、いろんな取組を書かれていますよね。だけど、発生抑制対策というのはいろんなところで使われるのですが、本当に効果があるというか、根本的に効くものというのではないのでしょうかということを最近常々思うようになっているのですが。



先ほどのように、マイクロプラスチックがある意味では象徴的で、新しく出てきて、これは深刻だよというお話。通常のプラスチックでしたら、回収・処理の仕組みが進めば、割合に減少もしていくだろうと。ただ、マイクロプラスチックについては、回収がまず基本的に困難というか、不可能だろうと。通常のプラスチックと違うイメージでとらないと対応がとれない。つまり、発生抑制も根本的にやらないと解決しない問題だろうと。

アメリカの例ですと、化粧品の場合は、やはりそこら辺を配慮したのかは知りませんが、マイクロが海に出たら、もう回収できないから、それは使うべきではないと、禁止しましょうということに多分つながっている部分があるのかなというふうに思うんですね。

だから、発生抑制というのは、言葉的にはわかりやすいですが、どこか根本的な措置をやらない限り、ごみというのは日常的に使っていますから、絶対に発生するわけですね。そこら辺をどううまくバランスをとっていくのかというのは、考えていかなければいけないかなというふうに思っています。

ほかの委員の方々からもご意見はございますか。

どうぞ。

○早水大臣官房審議官 マイクロプラスチックというのは、特に最近いろいろ言われていますので、非常に我々も注目をして、情報を収集したりしております。

ただ、マイクロプラスチックも、最初からマイクロプラスチックとして今のマイクロビーズのように使われるものもあるのですが、プラスチックが結局粉碎され、最終的にマイクロプラスチックになってしまうというものもあります。これはまさしくプラスチックそのものの発生抑制ということになりますので、マイクロビーズだけを規制すればマイクロプラスチックがなくなるかという、そういうことにならないところが、これはまたちょっと頭が痛い問題です。その辺りも、いろいろ調査の中で、割合とかも見ながら、またこれから検討していきたいと思っております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ちょっともう一言だけ。そのとおりです。詳しくは説明しませんでした。マイクロプラスチックは2種類ありますので、原料そのものとして微小なものを入れているもの、あるいは、普通のプラスチック製品が破片化していくという、両面があります。普通のもので破片化していくのは昔からあることで、この問題は以前から言っているのですが、こういう会議でもあまり出てこないのですが、プラスチックが流出したら、時間を考えて処理する仕組みをつくってあげないと絶対だめだと思っています。放置しておけば粉々になります。だけど、出た後、出

ていいというわけではないのですが、出た後すぐに回収・処理、ペットボトルとかプラスチック製品にしまえば、マイクロ化は基本的に起こりませんというか、極めて減るはずです。その仕組みを考えてあげないと、ごみ処理に時間は関係ないんだよという今までの感覚ですと、解決がやっぱりおぼつかない部分があるだろうと。だから、清掃をそういう意味で日常的に続けることで、万が一出ても破片化は起こらない。マイクロ化という問題がかなり解決される対応ができていくのかなというふうに、私個人ですけども、思っていますということです。

ほかにご意見はございますでしょうか。

私は時間の感覚を間違えていて、最初のほうの議題1で早目に終わってしまったものですから、各省庁の事業内容、予算の部分も含めて、もうちょっとだけ時間がありますので。あと5分、10分ぐらいは時間があると思います。ご意見、ご質問等をいただければと思います。

○小島あずさ委員 環境省さんに質問です。

ポリタンクとか特定漁具等について、アンケート調査をなさっているということですがけれども、ポリタンクにつきましては、数年前に、日韓の実務者会合などで、その後かなり改善したというふうに聞き及んでおります。一方、中国で使われている鉛含有の特定漁具については、その後のアンケートの結果は、量的に変化があったかどうか。

それと、今後直接、韓国とかつてしたように、中国との話し合い、その問題について行う予定があるかどうかを教えてください。

○兼廣座長 いかがでしょうか。

○坂本海洋環境室長 特定漁具というか、中国の青色をした浮きでございますね。これにつきましては、私どもが集めている情報は、都道府県さんが発見したものを頂戴しているということですので、あくまでも定性的なものということで、量的に減っているかどうかというのは、今、はっきりとは申し上げられませんが、全国各地のお話を伺うところからすれば、必ずしも減っていないのではないかというふうに思っております。

他方、こういった案件についての話し合いというのは、日中韓の環境大臣会合もございまして、それから、実務者レベルの会合等もございまして。そういった中で、私どもは中国、韓国に対して具体的な話をし、対策を求めていくということは、今までもやっておりますけれども、今まで以上にこれから前向きにやっつけていかなきゃいけない課題だというふうに思っております。

○兼廣座長 浮きについては、日本でも——実は塩ビですね、材質は。塩ビの安定剤に鉛を使いますので、中国製から溶出してきているよという指摘が、九州大学の磯辺先生等からござい

ました。そのとおりだとは思いますが。ただ、日本でも、実は塩ビの発泡スチロールのフロートを使っていて、やはり鉛は使っているそうです、一般的に。禁止されているわけではないようです。だから、分析すると、少しは溶出してきたりということはあって、あまり変化していないのかもしれませんが。

ほかにございますでしょうか。もうよろしいでしょうか、委員の先生方。

○田中委員 座長の先ほどのコメントに関連して、マイクロプラスチック対策においてはどうしたらいいかなと考えて、ごみを一般的な家庭からは排出というところで、排出は何をどのように分けて出すかというところがあります。プラスチックを分別排出する場合、それから、混合排出する場合ということで可燃ごみとして入れる場合、それから、プラスチックをまた別に分ける、プラスチックを分ける場合も、ペットボトルとトレイとは別だとか、その辺の分け方が随分いろいろ自治体によって違います。それをまた回収するという運搬があって、それから、自治体でリサイクルする場合は、破碎・こん包とか、そういうプロセスが入って、それから、容器包装リサイクル法では、該当するものに選ばれた場合は、それがリサイクル（再商品化）されるわけですが、一方では、自治体では、焼却という方法があって、エネルギー回収、ごみ発電ということで、汚れたプラスチックは、できるだけ可燃ごみとしてできるだけ早く処分するという意味では、早く短時間に処理・処分をするというので、どういう分別と運搬と中間処理の組み合わせがマイクロプラスチックの発生抑制の観点からはいいのかというのが研究課題だなど、こう思っていて、その辺を環境省も、実証実験とか、ああいう中でやっていただいて、こういう方法が、ある面で、エネルギー回収とか、コストだとか、環境負荷だとか、マイクロプラスチックの発生というような環境負荷も入れた評価をした研究も大事なかと、このように思いました。

○兼廣座長 ありがとうございます。

もうそろそろ時間も来ているかと思うんですが、これは会議とはちょっと関係ないのですが、ちょっとトピック的なニュースがあったので、皆さんにご紹介だけしておきます。

こういうプラスチックによる海洋ごみ問題というのは昔からあって、発生抑制対策も先ほどから紹介されてはいるのですが、根本的には素材の問題があるわけですね。人工的な材料というのは戦後開発されて、どうも自然界にはなじまないというか、分解しづらいというのが背景にあって、ここ二、三日前の3月の中旬以降、「サイエンス」という皆さんご存じの科学雑誌に、ペットボトルを食べる、いわゆる、分解する微生物が見つかったという、ある意味では初

めてかもしれません。そういうことが出ていました。リサイクル工場の跡地の中にある微生物が、どうも今まで分解しないとされていたペットボトルも分解するんだよという報告がされ始めており、我々、こういう材料をやっている者にとっては、ちょっと朗報というか、そういう対応も今後考えていかなきゃいけないかもしれないという一つのあれになるかなというふうに思っています。そういうニュースが出ておりますので、そういう観点からも、発生抑制対策というのでも考えていかなければいけないのかなという気はいたしております。

もしなければ、これで。

事務局のほうから議題とかはございますでしょうか。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。私どものほうからは特にございません。

○兼廣座長 そうしたら、一旦これでお返ししたいと思います。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

本日頂戴いたしましたご意見を踏まえまして、今後、既に設置されております海岸漂着物対策推進会議を開催する予定としております。その中で、今日頂戴したご意見等も生かして、活用させていただければと考えております。

会議の日程につきましては、また各省庁とも相談して、年度明けにも開催をさせていただければと考えております。

それでは、以上をもちまして第 10 回海岸漂着物対策専門家会議を終了とさせていただきます。本日は、皆様、円滑な議事進行並びに活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

午後 3 時 2 4 分 閉会